

愛媛県で野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました

- 令和元年11月28日 愛媛県にて採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N7亜型）が検出される。
（今シーズン初めての確認）
- また、韓国では10月以降、野鳥から17例の鳥インフルエンザウイルスが確認されており、国内への侵入リスクが高まっていると考えられる。

自分の農場を守るため 飼養衛生管理基準遵守等の再徹底を！

①衛生管理区域および鶏舎への病原体の持込み防止対策

- 衛生管理区域専用の衣服及び長靴を使用する。
- 鶏舎ごとに専用の作業着、長靴を使用し、立ち入る際は消毒を徹底する。
- 防鳥ネットの設置等、野生動物の侵入防止対策を徹底する。
- 防鳥ネットが破れている箇所がないか点検し、破損は速やかに補修する。
- 鶏舎の周囲、衛生管理区域の周囲に石灰散布等、適切に消毒する。

石灰は流亡したら
こまめに散布



適切な倍率で消毒



②早期発見と早期届出

毎日の健康観察を実施 異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡してください。

- 1日の死亡率が前21日平均の2倍以上
- 5羽以上の鶏がまとまった状態でうずくまる、死んでいる。
- 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつ等の症状が見られる。

③最新の情報を入手する

- 農林水産省のホームページ等から最新情報を入手してください。

異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

中央家畜保健衛生所 : 電話番号 058-201-0530